

2文科高第1052号
令和3年2月19日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
独 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 及 び 専 修 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 学 校 法 人 理 事 長
放 送 大 学 学 園 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
各 都 道 府 県 知 事
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 及 び 専 修 学 校 を 設 置 す る
地 方 独 行 政 法 人 を 設 立 す る 各 地 方 公 共 团 体 の 長 殿
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 劳 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を 受 け た
各 地 方 公 共 团 体 の 長
独 行 政 法 人 日 本 学 生 支 援 機 構 理 事 長
日 本 私 立 学 校 振 興 ・ 共 済 事 業 団 理 事 長

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 長
義 本 博 司

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 長
伯 井 美 德

大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援
機構に関する省令の一部を改正する省令の公布について（通知）

この度、大学等（大学（短期大学を含む。）、高等専門学校及び専修学校専門
課程（以下、「専門学校」という。）をいう。以下同じ。）における修学の支援
(学資支給金（給付型奨学金）の支給及び授業料等減免) に関して、「大学等に
おける修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する
省令の一部を改正する省令」（令和3年文部科学省令第7号。以下、「一部
改正省令」という。）が令和3年2月19日に公布されました。

一部改正省令の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知いた
だき、その運用にあたっては遺漏なきようお取り計らいください。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管又は所轄の専門学校に対して、国公立大学法人の長におかれては、その設置する大学及び専門学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれては、その設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校及び専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、厚生労働省におかれては、所管する専門学校に対して、本件について周知されるようお願いします。

記

第1 改正の概要

(1) 家計が急変した学生等に関する支援の始期について

生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由（以下「家計急変事由」という。）が生じたことにより緊急に支援を受けること（既に支援を受けている学生等にあっては、支援額を変更すること）が必要となった場合、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（以下、「施行規則」という。）第19条第1項第2号、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（以下、「機構省令」という。）第40条第1項第2号の支援開始時期を、授業料等減免対象者及び給付奨学生としての認定を受けた日の属する月から、認定の申請を行った日の属する月に変更すること。（施行規則第11条の3、機構省令第23条の5の関係）

(2) 所得判定におけるみなし寡婦控除の適用について

令和2年度税制改正により創設された未婚のひとり親に対する新たな控除（「ひとり親控除」）について、出来るだけ速やかに新制度に反映させることが出来るよう、新制度の対象者の所得判定において、令和3年度の当初に前倒し適用すること。（施行規則附則第4条、機構省令附則第10条関係）

(3) 支援措置の実施に関する手続等

授業料等の減免及び学資支給金の支給の実施に必要な手続きとして、以下の事項を規定することとすること。

- ・国籍の変更についての届出に関すること。（施行規則第14条の2、機構省令第23条の9関係）

(4) 施行期日等

一部改正省令について、令和3年4月1日から施行することとすること。

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局 学生・留学生課

高等教育修学支援室

電話：03-5253-4111（内線3496、3410）

Email: qafutankeigen@mext.go.jp